

非農産品市場アクセス（NAMA）交渉の現状

（2009年7月）

1. NAMA交渉の一般的な状況

- ・ 非農産品市場アクセス（NAMA：Non-Agricultural Market Access）交渉とは、農産品以外の全て（鉱工業品及び林水産品）に関する関税及び非関税障壁の撤廃・削減に関する交渉。
- ・ 昨年12月に、削減後の関税率を計算するためのフォーミュラ係数、途上国に与えられる柔軟性を含む全ての論点に係る議論の現状をまとめた、NAMA交渉議長テキスト（NAMAモダリティ案）4訂版が発出。

2. 農林水産省関係の主要論点と交渉の現状

- ・ フォーミュラ係数及び柔軟性：議長テキスト4訂版において、先進国については8、途上国については、20、22、25から選択できる旨記述。なお、途上国は、選択した係数に応じた柔軟性（フォーミュラによる関税削減の免除等）が認められる。
- ・ 分野別アプローチ：林・水産物の分野別関税撤廃の提案国であるカナダやNZ等が参加国の拡大のための活動を継続。我が国は有限天然資源の持続的利用の観点から林・水産物の分野別関税撤廃には不参加の立場。香港宣言で参加は非義務的とされている。